



問 産業医制度等について、法改正がありました。その概要について、教えてください。

答 労働政策審議会安全衛生分科会での検討・結果がまとめられた「今後の産業医・産業保健機能の強化等に関する報告」（平成29年6月）を踏まえ、産業医制度等の法改正がなされました。改正の背景には、産業構造の変化等により、これまでの職業病対策からシフト、最近では、過重労働対策、メンタルヘルス対策、

さらには治療と仕事の両立支援対策等が新たな課題となつてきており、そのため産業医による面接指導・健康相談の確実な実施、産業医の専門的な立場から働く人一人ひとりの健康確保のためにより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備したもので、労働安全衛生法制定以来46年ぶりの改正に至ったものです。改正の概要は次の通りです。

なお、施行期日は、平成31

## 産業医制度等の法改正

池戸 宏光

年4月1日です。

### 産業医への権限・情報提供の充実・強化

(1) 健康管理に必要な情報の

産業医への提供（安衛則14条の2項、第4項）

（安衛則14条の3第1項、第2項、第4項）

● 産業医は、事業者に勧告するときは、その趣旨も含めて事業者に理解されかつ、有効に機能するよう、あらかじめ勧告の内容について、事業者の意見を求めるこ

● 事業者は、勧告を受けたときは、①勧告の内容、②勧告を踏まえて講じた措置の内容

（措置を講じない場合は、そ

の理由）について衛生委員会

● 事業者は、産業医の業務の

具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法、産

業医による労働者の心身の状

態に関する情報の取扱いの方

● 事業者は、労働者の健康管理情報を適切に得るために必要な体制の整備（法第13条の3）

● 事業者は、産業医がより一層効果的な活動を行いやすい環境を整備することにより、産業医が専門的立場から、労

数等）

（2）産業医の勧告の尊重等

● 上記①②の事項を記録し、3年間保存すること。

● 健康相談の体制整備、健康管理情報の適正な取扱い

● 法について、作業場に掲示し、備え付ける等により周知すること。

● 労働者の健康管理情報の適正管理（法第104条第1項、第2項）

● 事業者は、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合を除き、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、使用するに当たっては、労働者の健康確保に必要な範囲内で収集し、その目的の範囲内で保管し、使用しなければならないこと。

※ 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」（平成30年9月7日公示1号）を参考に取り扱いルールの整備等を図ることが求められます。

● 『参考通達』

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働安全衛生法及びじん肺法関係の解釈等について」（平成30年12月28日付基発1228第16号）

（池戸労務安全管理事務所長）